

第 509 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 8 月 6 日 (火曜日) 午後 4 時 15 分 ~
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1
岡山第 2 合同庁舎 2 階共用会議室 A
- 3 出席者
- | | | |
|---------|--|--|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
岡 山 一 郎
益 田 佐和子
横 山 純 子
米 山 毅一郎 | |
| 労働者代表委員 | 淺 山 里 奈
小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳
村 上 達 哉 | |
| 使用者代表委員 | 鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗 | |
| 事務局 | 岡山労働局長
労働基準部長
賃 金 室 長
賃 金 指 導 官
監 察 監 督 官
労 災 補 償 監 察 官 | 森 實 久美子
政 木 隆 一
三 村 典 代
中 本 弘 一
諏 訪 雅 浩
木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 509 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は公開にて行います。

定足数について報告申し上げます。本日は使用者側委員の石黒委員、山本委員が御欠席でございますが、他の委員 13 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項につきまして説明申し上げます。

(1) 岡山県最低賃金の審議について

(2) 今後の審議日程について

(3) その他

でございます。

会長、よろしく願いいたします。

益田会長

皆様、お暑い中御苦労様です。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

それでは、付議事項の岡山県最低賃金額の審議について、岡山県最低賃金専門部会の部会長から報告してください。

片山部会長

それでは、私から岡山県最低賃金額の審議について、御報告いたします。

(部会長より会長に報告文を手渡す)

(事務局、報告文の写しを各委員に配布)

片山部会長

岡山県最低賃金専門部会として、7月29日に第1回の専門部会を開催し、通算5回の審議を行い、本日、8月6日に結審しました。

金額審議に当たりましては、まず、最低賃金と生活保護との整合について、中央最低賃金審議会答申の考え方に則り、岡山県最低賃金と生活保護費を比較し令和5年10月1日発効の岡山県最低賃金は、生活保護費を上回っていることを確認いたしました。

また、金額審議に際しては、労働者の生計費、労働者の賃金水準、企業の賃金支払能力を総合的に考慮して、さらに中央最低賃金審議会の目安答申、県内の企業活動と労働者の実情を踏ま

え、改定額について審議を行いました。労使の間で意見の相違があり、全会一致には至らず、時間額 982 円、引上げ額 50 円を公益委員見解として提示いたしました。公益委員見解の根拠について簡単に説明させていただきます。中央最低賃金審議会においては、3 要素のうち、今年度は特に生計費を重視することとされました。この中で消費者物価指数に着目、最低賃金が引き上げられた昨年 10 月以降の対前年同月比の上昇率は平均 3.2% であること、とりわけ年間購入頻度 15 回以上の品目に係る上昇率は 5.4% となることに着目すべきとされています。この度の岡山県最低賃金専門部会においては、中央最低賃金審議会において着目すべきとされている要素や、大きな伸びを示した今春闘の状況、経済概況、鉱工業生産・出荷・在庫指数など様々な要素に基づき検討した結果、岡山県においても中賃から示された目安額 50 円は妥当と判断し、提示額としています。

この公益見解に対し、採決の結果、使用者代表委員 2 名と公益委員 2 名の合計 4 名が賛成、労働者代表委員 3 名が反対となり、賛成多数を得ましたので、時間額 982 円、引上げ額 50 円として報告文を作成、提出することで結審といたしました。発効日は、法定発効として 10 月 2 日といたしました。

なお、今年度の報告文の作成にあたり、専門部会の審議を踏まえ、地域の中小企業が、継続的に賃上げできる環境整備の必要性、価格転嫁対策の徹底、生産性向上の支援等、なお書きを追記することについて、委員の皆さんの確認を得て、これも含め報告書としています。

報告は以上です。

益田会長 それでは、事務局から報告文を読み上げてください。

三村室長 報告文を読み上げさせていただきます。

(報告文の読み上げ)

益田会長 ただ今の説明について質疑・意見がありますか。

(特になし)

益田会長 それでは、この報告に基づいて本審議会として答申することに賛否を求めることにします。皆さん、打合せの時間が必要でしょうか。それとも、直ちに賛否を問うこととしてよろしいでしょうか。

(必要なしの声)

益田会長 それでは、この報告に基づいて、本審議会として答申することに賛否を求めることとします。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長を除く公益4名、使側3名、計7名が挙手)

益田会長 反対の方は、挙手をお願いします。

(労側5名が挙手)

益田会長 それでは、賛成とした委員7名、反対とした委員5名で、過半数の委員が賛成ですので、報告文を基に答申いたします。

益田会長 ここで答申文の作成にあたって、お諮りをしたいと思います。先ほど部会長から本審議会に対する報告書の提出があり、専門部会の審議の中で、地域の中小企業が、継続的に賃上げできる環境整備の必要性、価格転嫁対策の徹底、生産性向上の支援等、様々な意見があったことを受けて、そうした意見を付記した報告書が提出されました。そこで、本審議会としてもこの報告書を受けて答申文に意見を付して労働局長に提出したいと思います。委員の皆さんの御意見ををお願いします。

(特になし)

益田会長 ありがとうございます。皆さんの賛同をいただきましたので、意見を付記した答申文を作成することとします。文面については、報告書を踏襲したものとしたいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか

(賛同を確認)

益田会長 それでは、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を、各委員に配布)

益田会長 事務局から答申文(案)を読み上げてください。

三村室長 それでは答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の代読・・・・・・)

- 益田会長 ただいまの答申文(案)について、御異議がありますか。
- (特になし)
- 益田会長 御異議がないようですので、この内容で(案)を取り、番号を付して局長あて答申することといたします。答申文を準備してください。
- 三村室長 答申文を準備いたします。しばらくお待ちください。
- 益田会長 それでは案を取りまして答申します。番号は16となります。
- (会長より局長へ、答申文を手渡す)
- 三村室長 答申をいただきましたので、局長から一言お礼を申し上げます。
- 森實局長 ただ今、会長から岡山県最低賃金の改正決定に係る審議結果につきまして、答申をいただきました。
- 委員の皆様におかれましては、厳しい日程の中、真摯にかつ丁寧に御審議いただき心から感謝申し上げます。
- 今後、異議の申出等に係る必要な手続を経て、早期発効に向けて作業を進めてまいります。
- また、答申に付記されました御意見につきましては、厚生労働本省に伝えるとともに、労働局として実施することができる中小企業支援につきましては、強力に取り組んでまいりたいと考えています。また、価格転嫁に向けた対策につきましては、労働局のみならず、関係機関と協力して進めてまいりたいと考えています。今後とも御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。
- 御審議、どうもありがとうございました。
- 益田会長 それでは、ただ今の答申をもって、本年度の岡山県最低賃金の改正審議を終わります。
- 益田会長 続きまして、今後の審議日程について、事務局より説明してください。
- 三村室長 今後の審議日程について、御説明いたします。
- 先ほど会長より岡山労働局長あて岡山県最低賃金の改正に係る答申をいただきましたので、本日異議の申出に係る公示を行います。公示期間は、8月21日(水)までとなります。異議の申

し出がありますと、異議の申出に係る審議会を開催することとなります。委員の皆様方には日程の確保についてよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

益田会長 その他として事務局から何かありますか。

三村室長 特にありません。

益田会長 委員の皆様から、何かありますでしょうか。
それでは、これもちまして、第 509 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。
お疲れ様でございました。